

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【会社名】	K & O エナジーグループ株式会社
【英訳名】	K & O Energy Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉井 正徳 代表取締役社長 渡部 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	関東天然瓦斯開発株式会社 総務部マネージャー 中山 正吾 大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループマネージャー 新井 賢太郎
【最寄りの連絡場所】	関東天然瓦斯開発株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 大多喜ガス株式会社 千葉県茂原市茂原661番地
【電話番号】	関東天然瓦斯開発株式会社 03(3241)5511(代表) 大多喜ガス株式会社 (0475)24-0010(代表)
【事務連絡者氏名】	関東天然瓦斯開発株式会社 総務部マネージャー 中山 正吾 大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループマネージャー 新井 賢太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	59,954,401,966円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、関東天然瓦斯開発株式会社(以下「関東天然瓦斯開発」といいます。)及び大多喜ガス株式会社(以下「大多喜ガス」といいます。)の平成25年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月8日に関東天然瓦斯開発の四半期報告書(事業年度 第152期第3四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日))及び大多喜ガスの四半期報告書(事業年度 第58期第3四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日))が提出されたこと並びに関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが平成25年11月1日に当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、平成25年10月7日に提出いたしました有価証券届出書及び平成25年10月25日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 事業等の概要
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
四半期報告書又は半期報告書
臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	31,342,470株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、K & Oエナジーグループ株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注)4

- (注)1 関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転(以下(注)2で定義します。以下同様です。)の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成25年8月8日に開催された関東天然瓦斯開発及び大多喜ガス両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)並びに平成25年10月23日に開催された大多喜ガスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)及び平成25年10月24日に開催された関東天然瓦斯開発の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	31,342,470株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、K & Oエナジーグループ株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注)4

- (注)1 関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転(以下(注)2で定義します。以下同様です。)の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成25年8月8日に開催された関東天然瓦斯開発及び大多喜ガス両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)並びに平成25年10月23日に開催された大多喜ガスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)及び平成25年10月24日に開催された関東天然瓦斯開発の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に平成25年11月1日に新規上場申請を行いました。

4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転により当社が関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、関東天然瓦斯開発普通株式1株に0.5株、大多喜ガス普通株式1株に0.4株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成25年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は59,954,401,966円であり、発行価額の総額のうち8,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成26年1月6日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転により当社が関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、関東天然瓦斯開発普通株式1株に0.5株、大多喜ガス普通株式1株に0.4株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定ですが、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成25年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は59,954,401,966円であり、発行価額の総額のうち8,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて上場申請を行いました。

これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により平成26年1月6日に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの業績等の概要については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの業績等の概要については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出)をご参照ください。

3【対処すべき課題】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出)をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出)をご参照ください。

6【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの研究開発活動については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの研究開発活動については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出)をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出)をご参照ください。

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経理の状況については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経理の状況については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日、平成25年8月9日及び平成25年11月8日提出)をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

関東天然瓦斯開発

事業年度 第152期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

平成25年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第152期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

事業年度 第58期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

平成25年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第58期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出。

(訂正後)

関東天然瓦斯開発

事業年度 第152期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

平成25年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第152期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出。

事業年度 第152期第3四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)

平成25年11月8日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

事業年度 第58期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

平成25年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第58期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出。

事業年度 第58期第3四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)

平成25年11月8日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

(訂正前)

関東天然瓦斯開発

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年10月25日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月29日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月9日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年10月25日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年10月25日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月28日関東財務局長に提出。

- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月8日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年10月24日関東財務局長に提出。

(訂正後)

関東天然瓦斯開発

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年11月8日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月29日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月9日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年10月25日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年11月8日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月28日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月8日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年10月24日関東財務局長に提出。